



(2) 補助金見直しの基本視点に基づく評価

(※具体的な根拠指標には、設問に対する評価根拠となる、成果等を示す数値的な指標を記載すること)

公益性	補助事業が、客観的に見て、より広く市民等に利益をもたらす、または還元されている。	評価	評価の理由・具体的な根拠指標
		広く社会に利益をもたらす	障がい者又は障がい児のために活動する障がい福祉団体を支援することにより、市内に居住する障がい者の福祉の増進を図ることができる。
公益性	補助事業の目的が、時代や社会情勢に合っている。	評価	評価の理由・具体的な根拠指標
		やや合っている	各障がい福祉団体における事業経費の補助により、障がい者の福祉の増進を図ることを目的としている。
必要性	補助金を交付する形で、市が関与する妥当性がある。	評価	「ある」→妥当性について記入。 「ない」→妥当性がないにも関わらず補助する理由を記入。
		ある	障がい者団体の活動を推進し、障がい者の社会参加を促進するため、経費の一部を補助することは必要であると考ええる。
	補助金がない場合、団体等は自主財源で事業を行うことができない。	評価	「できる」→自主財源で事業実施可能にも関わらず補助する理由を記入。 「できない」→補助金がなければ事業を実施できない理由・具体的根拠を記入
		できない	団体の主な自主財源は会員の会費となっており、補助金の交付を受けることができない場合は、障がい者個人の大幅な負担増になり、障がい者の社会参加等の活動に制限が生じる。
	市民ニーズが高いものである。	評価	評価の理由・具体的な根拠指標
		高い	社会参加等の障がい者団体の活動を推進する上で必要な補助であると考ええる
	市民ニーズに即している。	評価	評価の理由・具体的な根拠指標
		即している	障がい者団体の活動を推進する上で必要な補助であると考ええる。
補助金の意義について、的確に説明できる。	評価	「できる」→誰に対しどのような効果があるか等について記入。 「できない」→説明できない理由について記入。	
	できる	各障がい福祉団体における障がい者の福祉の増進を図るため、団体が行う事業の経費に対し、補助金を交付する。	
補助期限（終期）を設定している。	評価	「設定済」→設定年度とその根拠を記入。 「未設定」→設定しない理由と今後の見通しを記入。	
	未設定	障がい福祉団体における事業経費の補助により、障がい者の福祉の増進を図ることを目的としているため、継続的に実施する必要があると考ええる。	
補助金申請に係る積算根拠が明確である。	評価	「はい」→積算根拠を何で確認しているかを記入。 「いいえ」→積算根拠が不明確である理由と今後の見通しを記入。	
	はい	事前提出資料や、前年度事業報告資料等により確認。不明な点がある場合は、ヒアリングを行う。	

施策との整合性	当該補助金は、市の政策目的や施策と整合している。	評価	「している」→どのような点で整合しているのか記入。 「していない」→整合していないにも関わらず補助する理由を記入。
		している	浦安市障がい者福祉計画では、「施策の方向7 自立と社会参加の促進」の中で、障がい者団体等の育成を図りながら、その自主的活動の側面的支援を行うこととしている。当該補助金は、障がい者の社会参加や自立促進等の向上につながるものと考ええる。
施策との整合性	補助事業が本市の特性を生かした取り組みである。	評価	「はい」→どのような点で特性を生かしているのか記入。
		いいえ	
公平性	事業を実施できる団体が他にない。（複数存在する場合、当該補助金はその事業者だけに交付される合理的な理由がある。）	評価	「はい」を選んだ理由
		はい	障がい者・児における当事者団体（家族会）のため。
			「いいえ」の場合、補助金はその事業者だけに交付される合理的理由を記入。
	補助対象経費に対して、補助事業者等にも応分の負担を求めるべき事業には、一定の適切な補助率や限度額が設定されている。	評価	「設定済」→補助率とその根拠を記入。 「未設定」→設定しない理由と今後の見通しを記入。
	設定済	補助金交付要綱により、補助基準額又は実支出額のうち少ない額としている。	
効率性	補助目的に見合った成果や、施策実現に向けた効果がある。	効果の測定方法・具体的な根拠指標	
		団体数、会員数	
		評価	評価理由
	ある程度の効果をあげている		障がい福祉団体に対し補助金を交付することにより、団体の活動が活発化し、地域の障がい福祉の向上につながっている。団体数の減少はないものの、会員数が横ばいになっている。
	手法として、委託等の手法よりも、補助金を交付することがより合理的である。	評価	評価の理由・具体的な根拠指標
	はい	団体の事業経費の補助のため、委託はなじまないため。	
国や県、本市において同様の補助事業がない。（※国県要綱に対し、上乘せ・横出しする補助事業は除く）	評価	「ある」の場合、同様な補助事業と両方存続させる理由を記入。	
	ない		
補助対象経費の明確化	補助金対象内外経費が明らかになっているか。	評価	「はい」→何で確認をしているか記入。 「いいえ」→明確にしていけない理由を記入。
		はい	事業報告の際に、ヒアリングをするとともに、各団体に数年ごとに補助金監査を行い、指導している。
	補助対象外経費を補助対象としていない。（対象としている場合は、明確な根拠を持っている。）	評価	「対象としている」の場合、費目及びその根拠規定と対象となる考え方を記入。（※費目とは、飲食費や慶弔費など）
	対象としていない		

※以下の項目は、団体補助金のみ記述。

団体補助金	団体の設置および活動目的が、補助事業からみて整合しているか。また、団体としての活動実態があるか。	評価	評価の理由
		はい	障がい者の社会参加、自立促進等の向上につながるものとする。団体の設置及び活動内容については、会則や事業計画等で確認を行うとともに、定期総会、クリスマス会等のイベントに市の職員が参加し活動実態を把握している。
	補助事業の内容と成果について、交付団体においても対外的に情報公開を実施しているか。	評価	「はい」→情報公開の手法等について具体的に記入。 「いいえ」→実施できない理由と今後の見通しを記入。
		はい	団体活動報告等の会報を市に設置している団体パンフレットで取得することができる。また、市が発行する「障がい福祉ガイドブック」では、各団体の活動内容を掲載している。
	団体内で、補助金の使途や決算などの監査機能が有効に機能していて、透明性等をもって運営されているか。	評価	「はい」→どのような監査手法で実施しているか記入。 「いいえ」→機能していない理由と今後の見通しを記入。
		はい	団体の監査担当者による内部監査をしている。
補助金交付団体の自立性を促すことなどから、運営補助から事業補助へ移行を図っているか。	評価	「運営補助」の場合、事業補助に移行できない理由と今後の見通しを記入。 ※混合補助で実施している場合は、割合が大きい方を選択してください。	
	事業補助	団体の事業に対する補助としている。	
市職員が補助金交付団体の事務を行っているか。（行っている場合は合理的な理由があるか。）	評価	「行っている」の場合、合理的な理由を記入。	
	行っていない		
繰越金	交付団体の補助事業会計において、補助金額以上の繰越金を計上している。 (※複数団体ある場合は、各団体を一覧化したものを別紙にて提出のこと)	評価	具体的な根拠指標
		いいえ	直近決算額における補助金額 _____ 円 繰越金額 _____ 円 { うち補助事業会計分 _____ 円 うち団体独自会計分 _____ 円
	繰越金額が生じた具体的な原因について記入。		
	上記設問において、「はい」の場合、補助金の減額ないし、休止などの必要な対策を考えている。	評価	「はい」→具体的な対応策について記入。 「いいえ」→対応できない理由について記入。

### (3) 国県要綱・近隣市補助金との比較を通じた評価

国・県において実施なし。  
 近隣市では船橋市において、1団体1事業につき10万円を上限に実施している。

### (4) 補助金の課題

団体の活動を支援することで、障がい者の社会参加、自立促進等の向上につなげるのが目的であるが、年々団体の高齢化、会員が減少傾向にある。一方で、新たに会を創設する障がい者団体もある。  
 現在の要綱上の補助対象団体は、「障がい者又は障がい児の福祉の向上のために市内で活動する障がい福祉団体であって、その会員数が10人以上、かつ、その活動が継続して10年以上であるもののうち、市長が必要と認めたもの」という要件があり、新たに発足された団体については対象外となる。10年の活動実績をもとにするのではなく、実際の事業活動に対して補助する仕組みを検討する必要がある。

### (5) 所属長の総合評価

障がい者団体を支援することにより、市内に居住する障がい児・者の福祉の向上につながるものと考えているが、年々補助対象団体の高齢化等により、会員数や活動が減少している。新たに会を創設する団体もあるが事業活動に対する補助の対象になるには10年という実績が必要となる。事業活動に対して補助する仕組みを検討する必要があると考える。

### (6) 補助金の今後の方向性

- 現行のまま継続
- 見直しをしたうえで継続
- 廃止
- その他

その他の内容

現行継続の理由

見直しの時期	令和5年度
見直しの内容	補助対象を含め、基準額の見直しを検討する。

廃止の時期	
廃止の理由	